

議第 1 号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 7 日

高島市長 今 城 克 啓

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する財産の種類

建物

2 処分する財産の明細

名 称	所 在 地	構造および規模
朽木惣田集会所	高島市朽木荒川 1 5 0 番地 1	木造瓦葺平屋建 9 9 . 7 2 m ²

3 処分の相手方

荒川惣田区

4 処分の方法

譲与

5 処分の理由

施設の適切な維持管理を図り、地域住民の自主的なコミュニティ活動の場として引き続き活用できるよう、荒川惣田区に譲与するものである。